

小平都市計画道路 3・2・8号府中所沢線の事業概要

図4

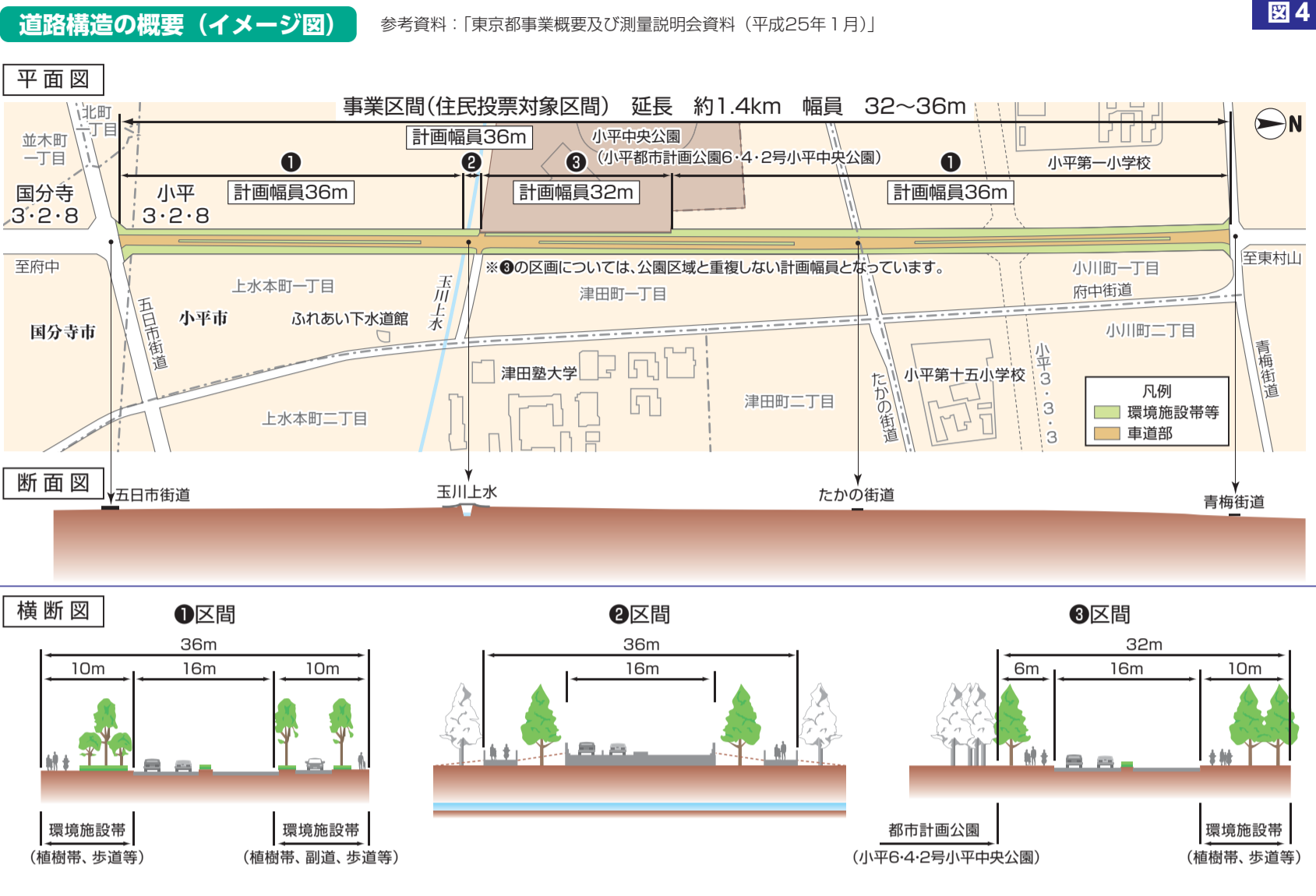
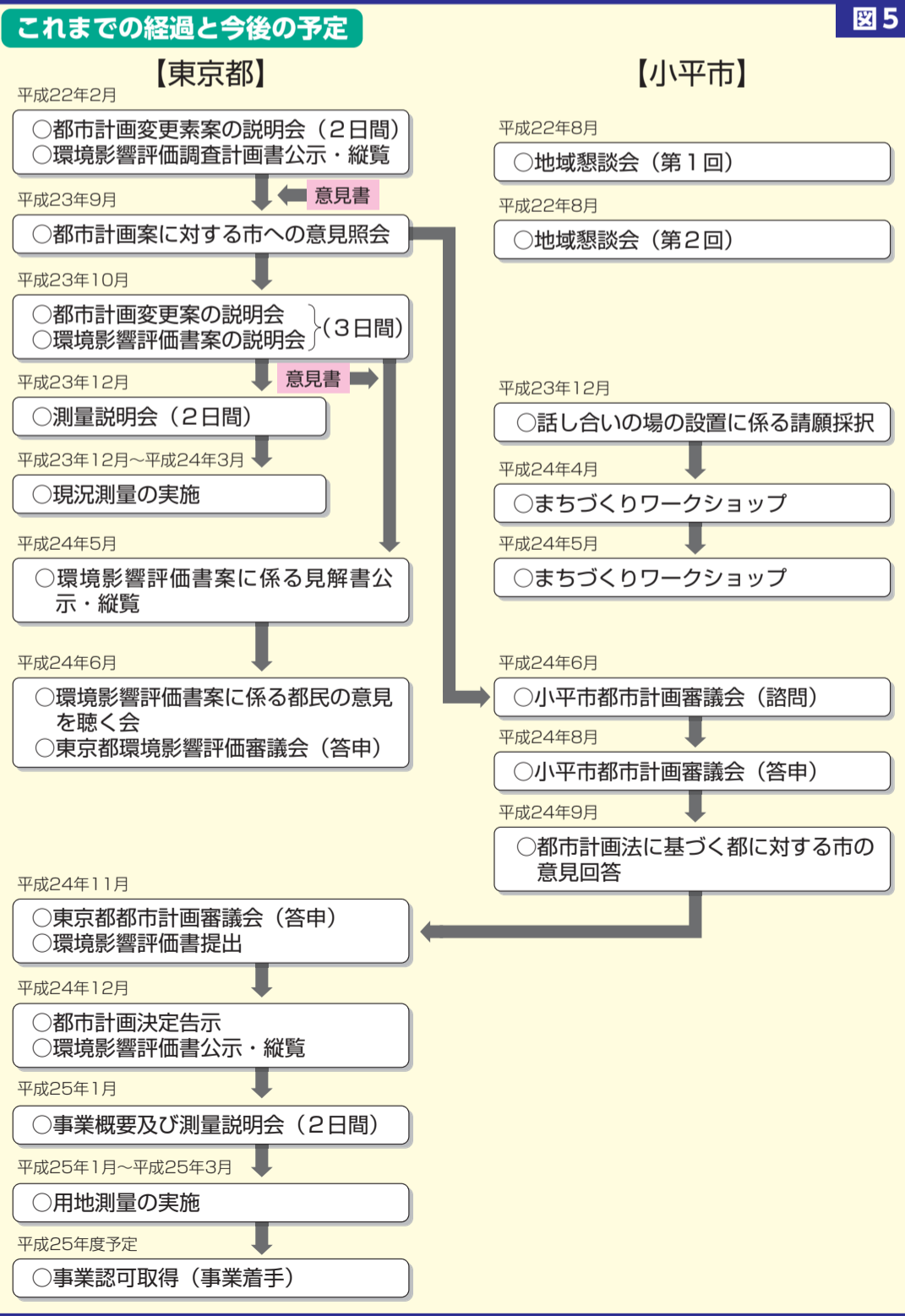


図5



道路構造の概要

小平都市計画道路3・2・8号府中所沢線の道路構造は、延長約1.4km、標準幅員36mの往復4車線とし、事業区間の全区間を平面構造とする計画です。図4の③の区間については、小平中央公園の区域外に位置づけられており、計画幅員が32mとなっております。

事業区間は、主に住宅地を通過することから、沿道環境の保全に配慮し、車道の両側に緑豊かな植樹帯や快適な歩行空間を有する幅10mの環境施設帯を設置します(図4)。

市の計画の位置づけ

市では、この道路を市の都市計画の基本方針である「小平市都市計画

マスタープラン」等のまちづくりの計画に位置づけをしています。

この中では、都市の構造上の骨格となる道路として、当該路線を位置づけしており、計画的な整備を進めていきます。

道路の分類としては、主要幹線道路と位置づけられ、都市の骨格として通過交通を円滑に処理し、災害時における避難路、延焼遮断帯などの役割のほかに、物流を促進し国内経済を活性化させ、また都市景観を形成するなど、社会的に重要な役割・機能を果たします。

今後の経過と

事業区間の事業化に向けたこれまでの経過は、図5のとおりです。東京都では、平成22年から、環境

影響評価の手続きと同時に、沿道環境の保全に配慮し、環境施設帯を設置するため、計画幅員を拡幅する都市計画変更の手続きを進めてきました。都市計画変更については、変更素案説明会、変更案説明会が開催されました。環境影響評価は、調査計画書の公示・縦覧から始まり、評価書案の説明会の開催、評価書案に係る見解書の公示・縦覧、評価書案に係る都民の意見を聴く会などを踏まえ、平成24年6月に環境影響評価審議会の答申がなされ、その後、評価書の提出、公示・縦覧が行われました。

こうした手続きを受け、平成24年11月に東京都都市計画審議会にて都市計画変更について諮問、答申され、平成24年12月に都市計画決定の告示がなされました。

市の経過は、平成22年8月に地域懇談会を開催し、地域住民の意見を伺いました。その後、平成23年12月には、市議会において、事業区間に係る話し合いの場の設置についての請願が採択され、平成24年4月および5月に地域の皆さんや、都市計画に興味のある方々でグループに分かれて話し合う「小平3・2・8号線まちづくりワークショップ」を開催し、そのご意見を集約して東京都に伝えました。また、東京都からの都市計画案に対する市への意見照会に対して、小平市都市計画審議会の答申内容を尊重し、平成24年9月に市として妥当である旨の意見を東京都に回答しました。

今後、東京都は、平成25年度に事業着手していく予定です。